

平成21年10月23日

各都道府県地域雇用対策担当部(局)長 殿

厚生労働省職業安定局
地域雇用対策室
ふるさと雇用再生特別交付金室長

「緊急雇用対策」の策定に伴う緊急雇用創出事業等の運用改善について

平素より、職業安定行政へのご理解ご協力を賜りまして感謝申し上げます。

失業率が過去最高水準で推移するなど現下の厳しい雇用失業情勢の中、先般、政府に緊急雇用対策本部(本部長：内閣総理大臣)が設置(平成21年10月16日閣議決定。)され、また、今般、「緊急雇用対策」(以下「緊急対策」という。)が策定されたところです(同10月23日)。

これらを踏まえ、各地域において緊急雇用創出事業を前倒し執行する等により、地方公共団体における雇用創出に向けた取組を促し、地域の雇用改善を進めることとします。具体的には、緊急雇用創出事業及びふるさと雇用再生特別基金事業について要件緩和等所要の運用改善を行うことにより、効率的かつ円滑に事業を進めるための環境を整えることとしますので、下記に留意して積極的に事業運営いただきますようお願い申し上げます。

なお、緊急雇用創出事業の運用改善については、本通知のほかに追加的な通知を当室より予定していることを申し添えます。

記

1 緊急雇用創出事業の前倒し執行について

- (1) 地方公共団体において、現時点において後年度に予定している緊急雇用創出事業の事業計画のうち、早期実施が可能なものについて今年度内から開始する等、最大限事業の前倒し執行を行うことにより雇用創出の拡大を図っていただきたいこと。
- (2) 事業前倒し執行による今年度内からの事業開始のために、地方議会における平成21年度補正予算案の円滑な審議に向けての必要な準備等を行っていただきたいこと。

2 緊急雇用創出事業及びふるさと雇用再生特別基金事業の要件緩和等について

(1) 緊急雇用創出事業の要件緩和

- ① 全ての分野(介護分野を除く)において、「雇用期間は6ヶ月以内。更新1回可とする。ただし、年間を通じて定量的な作業が見込まれな

い事業を除く。」ものとする。

- ② 事業費に占める人件費割合、新規雇用の失業者割合について、「新規雇用失業者の人件費割合 1 / 2 以上」とする。

(2) ふるさと雇用再生特別基金事業の運用改善

① 事業終了後の収益の取扱

委託事業終了後にも雇用が継続されることを支援するため、当該委託事業で発生した収益について、当該事業が継続され、労働者を継続して雇用する場合においては委託元への返還を不要とする。

② 雇用の継続性（地域における継続的な雇用が見込まれる事業）に関する考え方の明確化

雇用継続に向けた努力をしたにもかかわらず、委託事業終了後に結果として雇用が継続しなかった場合においては委託費の返還を不要とする。

③ 雇い入れた労働者に対する研修の取扱

委託事業主において、雇い入れた労働者に対する O f f - J T による研修の取扱について、雇用期間の総労働時間数の 1 / 2 に相当する時間の範囲内で可能とする。

3 介護分野における雇用創出の促進について

(1) 『働きながら資格をとる』介護雇用プログラム』（※）の積極活用

緊急対策「Ⅱ. 2. (1) 3つの重点分野におけるプログラムの推進」において、「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム（以下「介護雇用プログラム」という。）が創設されたことから、同プログラムの活用等により介護分野における雇用創出に積極的に取り組んでいただきたいこと。

具体的には、地方公共団体において積極的に介護雇用プログラムに基づく事業計画が立案されるよう、介護主管部局への働きかけを行うことや、雇用対策担当部局や基金主管部局において介護雇用プログラムによる事業計画の重点的な採択に努めていただきたいこと。

(2) 「介護雇用プログラム」創設に伴う緊急雇用創出事業における介護分野の要件緩和及び運用改善

- ① 介護分野において、「雇用期間 1 年以内」とする。ただし、介護福祉士を目指すことを目的とする事業については 1 回更新可とし、最長 2 年間で担保する（介護福祉士養成機関への 2 年間の通所を想定。）。
- ② O J T に加えて O f f - J T を可とする。介護雇用プログラムにおいて

は、介護補助労働に加えて、介護施設外における養成講座の受講が可能となるものである。

※「介護雇用プログラム」については、別途、厚生労働省の関係部局より都道府県介護主管部局あて通知予定であること。

4 その他

(1) 適用日等について

この改正は、平成21年10月23日から適用する。

(2) 実施要領の改訂について

上記2(1)①②、(2)①、3(2)①に係る取扱に伴う実施要領の所要の改訂を行うこと。また、上記2(2)②③、3(2)②に係る取扱について別途「QA」による通知を行うこと。

なお、実施要領の改訂については、おって通知予定であること。

(3) 制度・事業の周知PRの徹底・強化

厚生労働省において、引き続き地域における好事例や先行事例の収集に努め地方公共団体に対して情報発信を行うこととしていること。

各地方公共団体においても、地域におけるさまざまなチャネルを活用して制度・事業の周知に努めていただきたいこと。

(4) 予算措置等

今回の緊急対策の実施は、既存の施策・予算の運用改善によって対応するものであり、新たな予算措置は講じないものであること。

なお、今回の緊急対策の実施に伴う交付要綱の変更はないこと。